

業務管理体制の整備に係る届出を必ず提出してください

- 指定障害福祉サービス事業等を営む事業所・施設が、関係法令やそれに基づく命令を遵守するため、障害者総合支援法及び児童福祉法は全ての指定事業者等に対して業務管理体制の整備を義務づけています。
- 事業者各位におかれては、以下に従い、関係指定権者あて必要な届出を行うようにしてください。

1. 業務管理体制とは

法人が営む事業所数に応じ、以下のとおり法人毎に整備する必要があります。

事業所数	法令遵守者の選任	法令遵守規定の整備	業務執行状況の監査 の定期的な実施
1～19	○	—	—
20～99	○	○	—
100～	○	○	○

指定を受けているサービス毎に1事業所として数えます。

例) 株式会社Aは2つ事業所を運営しており、
ひとつは、生活介護、就労継続支援B型の多機能 ⇒ 2つ
ひとつは、児童発達支援のみの事業所 ⇒ 1つ
株式会社Aは、合計3つの事業所を運営していることになる。

「法令遵守責任者」とは

障害者総合支援法及び児童福祉法始め関係法令に定める諸規定等を把握の上、適切な事業所運営を担保できる者を選任すること。なお、法人代表者がこれを務めることも妨げません。

「法令遵守規定」とは

日常の事業所運営にあたり、関係諸規定の遵守を確保するための注意事項や処理手順を記載したもの。法人の実態に即した任意の定めで構いません。

「業務執行状況の監査」とは

他法の規定等に基づき既に法人内で監査体制が確保されている場合、それに替えることも可能です。実施方法は内部監査及び外部（委託による）監査のいずれでも構いません。なお、定期的な実施とは効率的かつ効果的な実施が見込まれる場合、必ずしも年1回行う必要があるものではありません。

「愛知県障害福祉課 業務管理体制の届出」で検索

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000054629.html>

2. 届出様式等

障害福祉サービス事業等は障害者総合支援法及び児童福祉法で構成され、これらは別個の法律であるため、それぞれの法律毎に様式が異なります。

(1) 整備の届出

事業所として指定を受けた際は、その事業所数に応じて業務管理体制を整備の上、定めのとおり所轄庁あて「整備の届出」を提出してください。

また、整備の届出の内容に変更が生じた際には、「変更の届出」が必要となります。

なお、単に事業所数が増減するのみで、これにより整備の内容に変更がない場合は変更の届出は不要です。

分類	障害者総合支援法に基づく 事業所・施設	児童福祉法に基づく 事業所・施設
実施事業	①a.障害福祉サービス事業 ①b.障害者支援施設 ③e.一般相談支援 ④f.特定相談支援	①c.障害児通所支援事業 ②d.障害児入所施設 ④g.障害児相談支援
整備の届出	様式 1 号、事業所一覧	様式 2 号、事業所一覧
変更の届出	様式 3 号	様式 4 号
根拠条文	①a,①b：法第 51 条の 2 第 2 項 ③e,④f：法第 51 条の 31 第 2 項	①c:法第 21 条の 5 の 26 の第 2 項 ②d:法第 24 条の 19 の 2 ④g:法第 24 条の 38 第 2 項

各様式の「1 届出の内容」で○を打つ際に参照してください。

(2) 区分の変更の届出

事業所の移転や、事業所の増加等で届出先に変更が生じた場合(次頁を併せて参照)、整備の届出の様式中「6 区分変更」に変更前及び変更後の届出先等を記入の上、変更前及び変更後の届出先いずれにも提出してください。

分類	障害者総合支援法に基づく 事業所・施設	児童福祉法に基づく 事業所・施設
区分の変更	様式 1 号、事業所一覧	様式 2 号、事業所一覧
根拠条文	①a,①b：法第 51 条の 2 第 4 項 ③e,④f：法第 51 条の 31 第 4 項	①c:法第 21 条の 5 の 26 の第 4 項 ②d:法第 24 条の 19 の 2 ④g:法第 24 条の 38 第 4 項

3. 届出先

原則、事業所が所在する指定権者あてとなりますが、

(1) 以下①～④のサービス群を跨いで複数の事業所を運営する場合

(2) 異なる指定権者を跨ぎ複数の事業所を運営する場合

は、以下のとおり複数の届出が必要又は届出先が変わるので、御注意ください。

○ (1) 関係：サービス群一覧

	分類	サービス種別		様式	指定権者
①	a. 障害福祉サービス事業所	生活介護	短期入所	様式1号	愛知県 名古屋市（政令市） 豊橋市 岡崎市 豊田市 一宮市(R3～中核市)
		重度障害者等包括支援	自立訓練（機能訓練）		
		自立訓練（生活訓練）	就労移行支援		
		就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型		
		就労定着支援	自立生活援助		
		共同生活援助	－		
	b. 障害者支援施設	障害者支援施設	－	様式1号	
	c. 障害児通所支援事業所	児童発達支援	医療型児童発達支援	様式2号	
		放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援	－		
②	d. 障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	－	様式2号	
		医療型障害児入所施設	－		
③	e. 一般相談支援	地域移行支援	地域定着支援	様式1号	①と同じ
④	f. 特定相談支援	計画相談支援	－	様式1号	所在市町村
	g. 障害児相談支援	障害児相談支援	－	様式2号	

○ (1)、(2) を踏まえた複数運営する場合の届け出先の例

障害者総合支援法及び児童福祉法毎で様式が分かれていること及び、上表の分類毎で届出先を考慮する必要があるため、**複数指定権者に複数様式を提出する場合が生じ得ますので御注意ください。**

瀬戸市（一般市）は④特定相談、障害児相談の指定権限のみ

	所在地	名古屋市 (政令市)	豊橋市 (中核市)	瀬戸市 (一般市)	静岡県 (他 県)	届出先	提出様式
例 1	種別	①B型		①生活介護		①愛知県	①様式1号
	指定権者	名古屋市		愛知県			
例 2	種別		①B型	①生活介護		①愛知県	①様式1号
	指定権者		豊橋市	愛知県			
例 3	種別	②障害児入所		①生活介護	①施設入所	①厚生労働省	①様式1号
	指定権者	名古屋市		愛知県	静岡県	②名古屋市	②様式2号
例 4	種別	②障害児入所		①障害者支援,児発		①愛知県	①様式1及び2号
	指定権者	名古屋市		愛知県		②名古屋市	②様式2号
例 5	種別		②障害児入所	①障害者支援		①愛知県	①様式1号
	指定権者		愛知県	愛知県		②愛知県	②様式2号
例 6	種別	①障害者支援			②障害児入所	①名古屋市	①様式1号
	指定権者	名古屋市			静岡県	②静岡県	②様式2号
例 7	種別		③一般相談	④計画相談		③④愛知県	③④様式1号
	指定権者		豊橋市	瀬戸市			
例 8	種別			③一般,④障害児		③愛知県	③様式1号
	指定権者			③愛知,④瀬戸	同じ④でも者・児の法律毎に届出	④瀬戸市	④様式2号
例 9	種別			④計画,④障害児		④瀬戸市	④様式1号
	指定権者			④瀬戸,④瀬戸		④瀬戸市	④様式2号
例 10	種別			④一般,④特定		④愛知県	④様式1号
	指定権者			④愛知,④瀬戸			

同じ分類でも者と児で様式が異なるのでそれぞれ提出

届出は1通

指定権者が異なるが、県にのみ一本の届出